

社会保険
審査会裁決集

社團法人全国社会保険協会連合会

凡　例

- 1 この裁決集は、平成14年1月から12月までの間に社会保険審査会が行った裁決318件を制度別、裁決内容等にしたがって分類したうえ収録したものである。
- 2 裁決要旨目次には、この裁決集に収録した裁決について、その要旨を記してある。
また、この目次中各裁決の最後のカッコ内の記載事項は、それぞれ、裁決年月日及び保険別である。
- 3 参考目次は、平成14年1月から12月までに行われた裁決を、裁決年月日順に列記したものである。
- 4 各裁決集には、主文、理由のほか、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令第10条に定められた事項が記載されているが、この裁決集では、必要な箇所については保険別（カッコ書）を特に掲げ、その他についてはつぎのように略記した。

略記例

- 請求人
原処分をした行政庁（保険者）
被保険者
保険給付を受けるべき者
審査の決定をした社会保険審査官
主文
理由

- 5 保険別については、つぎの略記を用いた。
健——健康保険法
厚——厚生年金保険法
船——船員保険法
国——国民年金法
- 6 各裁決の末尾には、社会保険審査会審査員長及び審査員の署名押印があるが、この裁決集では省略した。

平成15年9月

裁決要旨目次（厚一障害給付）

考慮して別傷病であり、かつ、初診日は厚年の被保険者期間中であると認められ、また、裁定請求日における障害の状態は、3級の程度に該当すると認められるため、不支給とした原処分は妥当でなく取消し。 (平14. 8. 30)	283
請求人の両側股関節脱臼については、発病日が厚生年金保険加入期間中にあるとは認められないため、不支給とした原処分は妥当。 (平14. 9. 30)	287
請求人の慢性腎炎については、20歳到達前に初診日があり、障害基礎年金を受給していたが、その後腎移植により症状が好転し障害基礎年金が支給停止となった。その後移植した腎機能が再度悪化したため、この時期が厚生年金の被保険者であるため障害厚生年金の支給を求めたが、この移植腎の機能不全による障害の状態も根本的には20歳前に生じた腎疾患に基づくものであるため、障害厚生年金を不支給とした原処分は妥当。 (平14. 9. 30)	291
請求人の脳出血、器質性脳症候群の初診日は、請求人の申し立てている高血圧症の初診日であるとの主張については、因果関係が認められないため、厚生年金被保険者期間中に初診日があったと認めることができなため、障害厚生年金を不支給とした原処分は妥当。 (平14. 10. 31)	295
請求人の慢性関節リウマチの発病日が、厚生年金被保険者期間中であったと認めるこ とはできないため、障害厚生年金を支給しないとした原処分は妥当。 (平14. 10. 31)	300
請求人は、初診日の前日において保険料納付要件を満たしていないことから、障害給付を支給しないとした原処分は妥当。 (平14. 11. 29)	303
請求人の脊髄小脳変性症による障害の状態は、下肢による日常動作のすべてが一人でなくできないか又は一人でできてもうまくできないことが明らかであるから、障害の状態は2級に該当するというべきであり、障害給付を支給しないとした原処分は妥当でなく取消。 (平14. 12. 24)	305
障害の程度（新法）	
請求人の慢性気管支炎による障害の状態は、発病・初診当初から自覚症状のみが顕著であるのに対し、客観的な医学的所見に乏しく、裁定請求日において厚年令別表第1に定める3級に該当するとは認められないため、不支給とした原処分は妥当。 (平14. 1. 31)	311

裁決要旨目次（厚一障害給付）

請求人のうつ病による障害の状態は、日常生活状況については、食事を自分で作ることを始め、ADLは十分自立していたとされ、裁定請求時において厚年令別表第1に定める程度に該当しないため、不支給とした原処分は妥当。 (平14. 1. 31)	316
請求人のそううつ病による障害の状態は、障害認定日においては習慣化された外出、デイケアへの参加、金銭管理等はできている等、国年令別表に定める2級に該当するとは認められないため、障害認定日においては3級に該当し、裁定請求日においては2級に該当するとした原処分は妥当。 (平14. 1. 31)	321
請求人のうつ病による障害の状態は、障害認定日において抑うつ状態にあるものの、比較的軽症であり、幾分改善傾向も認められており、日常生活能力の判定については、全ての項目でほぼ正常である認められているため、障害認定日においては国年令別表及び厚年令別表第1に該当しないが、裁定請求日においては3級に該当するとした原処分は妥当。 (平14. 1. 31)	325
請求人の精神分裂病による障害の状態は、障害認定日において無為、自閉、無関心な生活態度がめだち、情意鈍感が著しく、好嚮的で就労はせず、終日寝ているような日常生活を送っていること等から、2級に該当すると認められ、また、裁定請求日においては障害認定日の時点における状態とほぼ同程度であると認められるため、3級の障害厚生年金を支給するとした原処分は妥当でなく取消。 (平14. 1. 31)	328
請求人の脳出血による障害の状態は、一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（2級）に該当していると認められるため、額改定請求時において3級の程度に該当するとして、改定しないとした原処分は妥当でなく取消。 (平14. 1. 31)	332
請求人のメニエール病による障害の状態は、裁定請求日において平衡機能の障害も聽力の障害も、両者を併合して評価しても、障害手当金が支給される程度に当たるということはできず、傷病が治らないでいることを考慮しても3級にはあたらないと認められるため、不支給とした原処分は妥当。 (平14. 3. 8)	336
請求人の精神分裂病による障害の状態は、額改定請求当時において障害等級3級の程度に該当し、2級には該当しないものとみるのが相当であり、平成9年12月当時と比較しても、記載された症状の内容にほとんど差はないため、年金額を改定しないとした原処分は妥当。 (平14. 3. 8)	339

得ない事由があったことを認めるべき資料はないから不適法であり、再審査請求も不適法かつ不備を補正する余地はないから却下。

(平14.11.29) (国) 1037

請求人の再審査請求は、審査請求できる法定の期間を大幅に超えたものであり、加えて本件に関しては既に社会保険審査会の裁決がなされていることから重複した不服申立てとなるもので、不適法なものであり、この不備は補正することができない性質のものであるので却下。

(平14.11.29) (国) 1039

請求人の国民年金第3号被保険者期間にかかる保険料納付済期間への不算入に関しては、保険者の機関による処分はなされていないと認めるほかはなく、本件再審査請求は対象となる処分の存在しない不適法なものとして却下。

(平14.12.24) (国) 1040

請求人の国民年金第3号被保険者期間にかかる保険料納付済期間への不算入に関しては、保険者の機関による処分はなされていないと認めるほかはなく、本件再審査請求は対象となる処分の存在しない不適法なものとして却下。

(平14.12.24) (国) 1041

参考目次

請求人	保険別	事件の内容	原処分者	裁決年月日	裁決の種別
1 手○ 典○	健	任意継続	甲社会保険事務所長	14. 1.31	棄却 173
2 藤○ 義○	"	傷病手当金	"	"	" 37
3 荒○ 喜○	"	"	甲健康保険組合	"	" 105
4 植○ 俊○	厚	障害給付	社会保険庁長官	"	" 311
5 医療法人A	"	被保険者資格	東京都知事	"	" 615
6 神○ 礼○	"	遺族厚生年金	社会保険庁長官	"	容認 561
7 相○ 美○	"	"	"	"	棄却 585
8 都○ 富○	"	障害年金	"	"	容認 497
9 新○ 和○	"	障害給付	"	"	棄却 316
10 納○ 秀○	"	遺族給付	"	"	" 517
11 山○ 真○	"	障害給付	"	"	" 321
12 郭○ 文○	"	脱退一時金	"	"	" 599
13 寺○ 宏○	"	老齢給付	"	"	" 219
14 児○ 千○	"	遺族厚生年金	"	"	" 519
15 細○ 貴○	"	障害給付	"	"	" 325
16 武○ 義○	"	"	"	"	容認 328
17 下○ 逸○	"	"	"	"	" 332
18 A株式会社	"	差押	甲厚生年金基金	"	棄却 1
	株式会社B				
	株式会社C				
19 木○ 喜○	"	被保険者期間	甲社会保険事務所長	"	却下 1003
20 浅○ 健○	"	脱退手当金	"	"	" 1004
21 川○ 敏○	船	傷病手当金	"	"	容認 627
22 山○ 亨○	国	障害基礎年金	京都府知事	"	棄却 681
23 大○ 勝○	"	"	社会保険庁長官	"	" 685
24 河○ ま○	"	"	"	"	容認 691
25 繩○ 真○	"	"	"	"	棄却 943
26 加○ 玲○	"	老齢基礎年金	"	"	" 669
27 瀬○ 浩○	"	障害基礎年金	"	"	" 763
28 中○ 美○	"	"	"	"	" 766
29 深○ 信○	"	"	"	"	" 770
30 渥○ 周○	"	"	"	"	" 774
31 竹○ 末○	健	傷病手当金	甲社会保険事務所長	14. 3. 8	" 89
32 船○ 孝○	"	"	"	"	一部容認 39

障害給付 障害の程度（新法）

請求人の脳出血による障害の状態は、一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（2級）に該当していると認められるため、額改定請求時において3級の程度に該当するとして、改定しないとした原処分は妥当でなく取消。（平14. 1.31）

請求人 愛知県 下○ 逸○
代理人 愛知県 下○ 篤○
昭和20年生
原処分をした行政庁 社会保険庁長官
審査の決定をした社会保険審査官
愛知社会保険事務局社会保険審査官

主文 社会保険庁長官が、平成12年10月10日付で、再審査請求に対し、障害基礎年金の支給及び障害厚生年金の額の改定をしないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、脳出血（以下「当該傷病」という。）による障害の状態が厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に定める程度に該当するとして、平成11年9月から3級の障害厚生年金の支給を受けていた。

2 請求人は、当該傷病による障害の程度が増進したとして、平成12年8月25日（受付）、社会保険庁長官に対

し、障害基礎年金の支給及び障害厚生年金の額の改定を請求した。

3 社会保険庁長官は、平成12年10月10日付で、請求人に対し、額改定請求書に添付された診断書により請求人の障害の程度を検査した結果、請求人の障害の状態は、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める程度に該当せず、なお従前の厚年令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、障害基礎年金の支給及び障害厚生年金の額の改定をしない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

4 請求人は、原処分を不服として、平成12年11月14日（受付）、妻の下○篤○を審査請求代理人に立て、愛知社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をした。

5 審査官は、平成13年5月8日付で、原処分は妥当であるとして、この審査請求を棄却する旨の決定をした。

6 請求人は、なおこの決定を不服として、平成13年5月11日（受付）、下○篤○を再審査請求代理人（以下「代理人」という。）に立て、当審査会に対し、再審査請求をした。

7 当審査会は、平成13年11月22日に本件の公開審理を行った。代理人は、この場に出席した。

第3 問題点

1 障害基礎年金及び障害等級2級以上の障害厚生年金は、障害の状態が国年令別表に定める程度に該当しないときは支給されないことになっている。

2 本件の問題点は、額改定請求における請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に定める程度に該当すると認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

資料1 額改定請求書に添付されたA病院神経内科日○敬○医師（以下「日○医師」という。）作成の診断書（平成12年8月21日付）の写

資料2 審査官の照会に対する日○医師作成の回答書（平成13年2月28日付）の写

資料3 裁定請求書に添付された日○医師作成の診断書（平成11年9月1日付）の写

資料4 裁定請求書に添付されたB病院鷲○幸○医師作成の請求人に係る受診状況等証明書（平成11年7月28日付）の写

資料5 裁定請求書に添付された代理人代筆の請求人に係る病歴・就労状況等申立書（平成11年9月10日付）の写

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料及び公開審理期日における保険者代表の陳述を総合すると、次の事実が認められる。

（1）請求人の当該傷病の病歴概要是、次のとおりである（資料1及び3～5）。

請求人は、平成10年2月7日、午前1：50頃、右半身のしびれ、脱力、構音障害が出現し、救急車にてB病院・救命センターを初診した。同病院のCT検査で左視床出血を認め、脳出血の診

障害給付 障害の程度（新法）

断のもとグリセオールの投与及び中等度～高度の右半身麻痺、高度の右感覺障害に対しリハビリテーションを開始した。

同年3月5日にA病院に転医し、薬物療法、リハビリテーションを継続し、経過は順調であった（車イスから何とか杖を使って歩行できるまでになった。）。

（2）額改定請求時における請求人の当該傷病による障害の状態等は、日○医師作成の診断書によると、次のとおりである（資料1）。

傷病名：脳出血
初めて医師の診断を受けた日：平成10年2月7日（注：本人の申立、と記載されているが、資料4によりB病院の診療録からも確認されている。）

既存障害：左手前腕切断
傷病が治っている場合……治った日 平成11年9月1日（確認）

障害の状態（平成12年8月21日現症）

外観：痙攣性、起因部位：脳性種類及びその程度：知覚鈍麻、運動麻痺

反射：右上肢及び右下肢亢進。左上肢及び左下肢は正常。

握力：右 5.1kg、左 記載なし。
手指の関節の自動可動範囲（右のみ）：

		M P	P I P
母指	屈曲	30度	80度
	伸展	0	0
示指	屈曲	70	90
	伸展	0	0
中指	屈曲	70	90

障害給付 障害の程度（新法）

	伸 展	0	0
環 指	屈 曲	65	90
	伸 展	0	0
小 指	屈 曲	70	90
	伸 展	0	-40

注：MPは中手指節関節、P
I Pは近位指節間関節、母
指では指節間関節を指す。

関節運動範囲及び運動筋力
(右上・下肢のみ)：

		自動可動域	他動可動域	関節運動筋力
肩 関 節	屈 曲	125	110	半 減 以下同じ
	伸 展	30	40	
	内 転	0	0	
	外 転	50	90	
肘関節	屈 曲	120	130	
	伸 展	10	0	
手関節	背 屈	40	60	
	掌 屈	0	70	
股 関 節	屈 曲	115	115	
	伸 展	0	15	
	内 転	5	10	
	外 転	10	30	
膝 関 節	屈 曲	130	130	
	伸 展	0	0	
足 関 節	背 屈	記載なし	0	
	底 屈	"	40	

注：① 左の上・下肢については、切断されている手関節を除き、関節運動範囲はすべてほぼ正常範囲であり、運動筋力（日○医師作成の回答書（資料2）による）も正常又はやや減である。

② 記載のない右足関節の運動範囲は、日○医師作成の回答書（資料2）によると、自動運動ができないために測

定不能とされている。

日常動作の障害程度：

（補助用具を使用しない状態で、一人でうまくできる場合には、○、一人でできてもうまくできない場合には、△、一人では全くできない場合には、×で表示し、動作項目の表現は一部省略。）

① 上肢関連の動作（左手及び両手による動作については左前腕切断のため省略。）：

つまむ、握る、さじで食事をする、顔を洗う、便所の処

置をする（ズボンの前のボタンに手をやる）、同左（尻のところに手をやる）及び上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）の各項目は、いずれも△。上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）は、×。

② 下肢関連の動作：

ズボンの着脱、靴下を履く（右）、片足で立つ（左）及び敬礼をするの各項目は、△。片足で立つ（右）は、×。立ち上がるは、可能、支持要、階段を登る及び階段を降りるは、可能、手すり要。座る及び歩く（戸外、屋内）は、ともに○。

③ 前記請求人の障害の状態を、同じく日○医師作成の診断書（資料3）による当初裁定請求時のそれと比較すると、右手指並びに右上肢及び右下肢の関節運動範囲、運動筋力に変化は見られないが、日常動作の項目では、改善したものが一部みられるものの、かなりの項目（さじで食事をする、顔を洗う、ズボンの前の所に手をやる、かぶりシャツを着て脱ぐ、立ち上がる等）では悪化していることが認められる。

④ 保険者代表の陳述のうち、必要な部分を要約すると、次のとおりである。

請求人の日常動作項目のうち「歩く」について、日○医師は、診断書上、屋内、戸外ともに○と記載しているながら、回答書では、右足関節の背屈、底屈の自動運動は認められてないので測定不能としていて、矛盾を感じるが、医学的には○ではなく△と判定してもよいものと考える。

障害給付 障害の程度（新法）

2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

（1）請求人の当該傷病により障害基礎年金及び2級の障害厚生年金が支給される障害の状態の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（15号）」が規定されている。

ところで、社会保険庁では、国民年金法及び厚生年金保険法による障害の程度を認定する基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）を定めているが、当審査会も給付の公平を期するための尺度として、この認定基準を是認するものである。

（2）請求人の額改定請求時における当該傷病による障害の状態を、この認定基準の第1章 第7節／肢体の障害 第4肢体の機能の障害に記載されている2級の例示に照らして判断する。

請求人の場合、脳の器質障害による多発性の肢体の機能障害であるから、関節個々の機能による認定によらず、身体機能を総合的に認定することになるところ、右手指も含む右上肢の機能については、診断書記載の日常動作の全項目は、一人でできてもうまくできないか、一人では全くできない程度であり、また、右下肢についても、日○医師作成の診断書及び回答書を総合的に勘案すると、下肢に関連する動作項目のすべてが一人でできてもうまくできないか、

障害給付 障害の程度（新法）

一人では全くできない程度になっている。そうすると、「一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当していると判断するのか相当である。

したがって、額改定請求時における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められる。

(3) そうすると、原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

請求人のメニエール病による障害の状態は、裁定請求日において平衡機能の障害も聴力の障害も、両者を併合して評価しても、障害手当金が支給される程度に当たるということはできず、傷病が治らないでいることを考慮しても3級にはあたらないと認められるため、不支給とした原処分は妥当。 (平14. 3. 8)

請求人 京都府 金○ 敏○ 昭和20年生
原処分をした行政庁 社会保険庁長官
審査の決定をした社会保険審査官
京都社会保険事務局社会保険審査官

主文 本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金

法及び厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金（以下「障害給付」という。）の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、メニエール病（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成12年10月18日（受付）、社会保険庁長官に対し、障害給付の支給を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成13年2月5日付で、請求人の裁定請求日当時の障害の状態は国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表及び厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に掲げる障害の程度に該当しないとして、障害給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、平成13年2月8日（受付）、京都社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をした。
- 4 審査官は、平成13年5月28日付で、原処分は妥当であるとして、この審査請求を棄却する旨の決定をした。
- 5 請求人は、なおこの決定を不服として、平成13年5月30日（受付）、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害給付は、障害の状態が国年令別表又は厚年令別表第1に掲げる程度に該当しない場合には支給されない。
- 2 本件の問題点は、本件裁定請求日当時の請求人の当該傷病による障害の状態が国年令別表又は厚年令別表第1に該当する程度のものであるかどうかということである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

資料1 請求人に係る診断書の写

1-1 医療法人社団蘇〇会A総合病院耳鼻咽喉科北〇正〇医師作成のもの（平成10年という。）耳鼻科花〇雅〇医師（以下「花〇医師」という。）作成のもの（平成12年10月24日現症、同日付）

資料2 審査官の照会に対する花〇医師の回答書の写

2-1 平成13年3月23日付のもの
2-2 同月25日付のもの（平衡機能検査票添付）

資料3 社会保険業務センター所長の照会に対するB病院藤〇肇〇医師の回答書（平成13年11月2日付）の写

資料4 請求人作成の病歴・就労状況等申立書（平成12年10月付）の写

資料5 請求人が審査官に提出した「現在の受診状況および就労状況申立て書」（平成13年3月22日付）の写

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料及び公開審理期日ににおける当事者の陳述によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 本件裁定請求の請求書に添付された資料1-2の診断書及びこれを補足する資料3の回答書によれば、裁定請求日に近い平成12年10月24日当時の傷病の状況は、おおよそ次のとおりである。

〔傷病名〕 メニエール病

〔傷病が治ったかどうか〕

治っていない……よくな
る見込み：不明

〔診断書作成機関における初診時所見〕

初診日：平成12年7月
24日
両側耳鳴、無難聴性を

障害給付 障害の程度（新法）

認めた。めまい、眼振（右向き水平性）を認めた。

〔障害の状況（平成12年10月24日現症）〕

ア 聴力の障害：聴力レベル 右22.5デシベル 左23.8デシベル

イ 平衡機能の障害：自発・注視眼振なし。転倒検査（両脚直立、マン氏、単脚直立）でマン氏左前足閉眼で2回、単脚直立右足閉眼で4回、30秒のうちに転倒（片足接床の意味）あり。足踏検査で左移行10°、50cm回転0°、温度眼振検査で右C.P. 6.7%、10m開眼歩行可、閉眼では右へ移行するも転倒はなし。

〔予後〕 今後、改善・増悪の可能性があり、定期的に評価を要する。

〔備考〕 強い耳鳴、特に左を訴え、仕事中を含め、たえまなく煩わしさを感じている。

（2）参考として、資料1-1の診断書により、平成10年5月27日の初診当時の傷病の状況をみると、およそ次のとおりである。

〔傷病名〕 メニエール病疑い、神経症

〔初診時所見〕

左耳鳴を訴え来院、めまいなし。難聴なし。内耳MR Iで聽神経腫瘍除外す。蝸電図検査でメニエール病も疑ったが、波型は小さかった。

〔障害の状況〕

ア 聴力の障害：聴力レベル 右10デシベル 左

11デシベル

(3) 資料2の花○医師の回答書によれば、以上のほか、請求人の当該傷病による障害について、次の事実が認められる。

ア 花○医師から請求人に対して、運転中に体調不良を起こす可能性があるため、自動車の運転は避けることが望ましいと伝えてある。また、非常に大きな音は聞かない方がいいと言っている。

イ 平成12年7月28日には強いふらつきがあり、ベッドで休んだ状態で診察し、点滴をしたあと帰宅させた。このときは自発眼振も認め、閉眼で10mを直線歩行中に著しくよろめき、歩行を中断せざるを得なかった。それ以外の日は著明なふらつきは見られなかった。

ウ 平成13年3月22日の歩行検査では、閉眼では10mをまっすぐ歩きとおし、ふらつきは見られなかった。閉眼では5mで右に偏倚し、壁に接したので、一度方向を直した後、10mの歩行を完了した。転倒、ふらつきはなかった。現在投薬を行っている。

(4) 資料4及び5の請求人の作成した文書並びに公開審理期日における請求人の陳述によると、次の事実が認められる。

請求人は、現在1日10時間程度就労し、通勤（1時間半）は自家用車を運転して行っているが、時々めまいを起こし、気分が悪くなることがある、それが日に2、3回に及ぶこともある。耳鳴りは間断なく続いている、眼をつぶっているときは常時めまいがある。

通院は月に1回している。身体障害者手帳では平衡機能障害5級と認定されている。

(5) 保険者代表は、公開審理期日において、請求人は発作を繰り返しても聴力が低下していないし、非発作期の検査でふらつきが出てるので、メニエール病の診断には疑問があると陳述した。

2 以上の事実関係に基づいて、請求人の障害の状態が国年令別表又は厚年令別表第1に定める程度に該当するかどうかを検討する（なお、前記のとおり、請求人の障害の原因となっている傷病が当該傷病であるかどうかについて保険者代表は疑問を表明しているが、問題は病名の確定ではなく、傷病によって現に生じている障害の状態の評価にあるから、以下においては、便宜上、障害が当該傷病によって生じているものとして記述を進める。）。

(1) 厚年令別表第1によれば、当該傷病による障害の状態が障害等級3級に該当するとされるのは、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの（14号）」である場合である。

ところで、社会保険庁は、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を判定する基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）を定めているが、給付の公平を期すための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠することが相当であると考える。

(2) 前記3級14号の定めは、傷病が治らない場合には、一般には障害

手当金相当とされる厚年令別表第2に該当する程度の障害の場合にも、同表第1に該当するものとして年金支給の対象とする趣旨と解される。そうして、認定基準第1章第4節によれば、平衡機能の障害により障害手当金が支給されるのは、神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残す場合であるとされ、また、厚年令別表第2（6号）によれば、聴力の障害により障害手当金が支給されるのは、1耳の聴力が耳殻に接しなければ大声による話を理解することができない程度に減じたものとされるところ、認定基準第1章第2節によれば、これは、1耳の純音聴力レベル値が80デシベル以上のものをいうとされる。前記認定に係る裁判請求日当時の請求人の障害の状態をこれに照らしてみると、平衡機能の障害も聴力の障害も、単独ではもとより、両者を併合して評価しても、障害手当金が支給される程度に当たるということはできない（認定基準第2章第2節参照）。したがって、傷病が治らないでいることを考慮に入れても、この障害の程度は障害等級3級には当たらない。

(3) そうして、請求人の障害の状態がこれより程度の重い障害等級1級又は2級に該当しないことはいうまでもない。

3 そうすると、請求人に対し障害給付を支給しないこととした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

請求人の精神分裂病による障害の状態は、額改定請求当時において障害等級3級の程度に該当し、2級には該当しないものとみるのが相当であり、平成9年12月当時と比較しても、記載された症状の内容にほとんど差はないため、年金額を改定しないとした原処分は妥当。（平14.3.8）

請求人 和歌山県 福○昌○ 昭和30年生
原処分をした行政庁 社会保険庁長官
審査の決定をした社会保険審査官
和歌山社会保険事務局社会保険審査官

主文 本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給と障害厚生年金額の改定を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 障害基礎年金及び障害厚生年金の支給に関する請求人が申し立てた再審査請求に係る当審査会平成1△年（厚）第△0△号事件の裁決（平成11年9月30日付。以下「前回裁決」という。）において、請求人は、昭和60年11月7日を初診日とする精神分裂病（以下「当該傷病」という。）により昭和62年5月の障害認定日当時障害等級3級に該当する程度の障害の状態にあったと認められ、その結果、平成4年12月分から障害厚生年金の支給を受けることとなった。

2 請求人は、当該傷病による障害の

社会保険審査会裁決集

平成十四年版

不許
複製

平成15年9月30日 発行

印刷所 大日本印刷(株)
定価 7,900円+税

発行所 社団法人 全国社会保険協会連合会

郵便番号 108-8583

東京都港区高輪3-22-12

Tel 03(3445)0822

Fax 03(3445)5864

振替口座 東京00180-5-134468